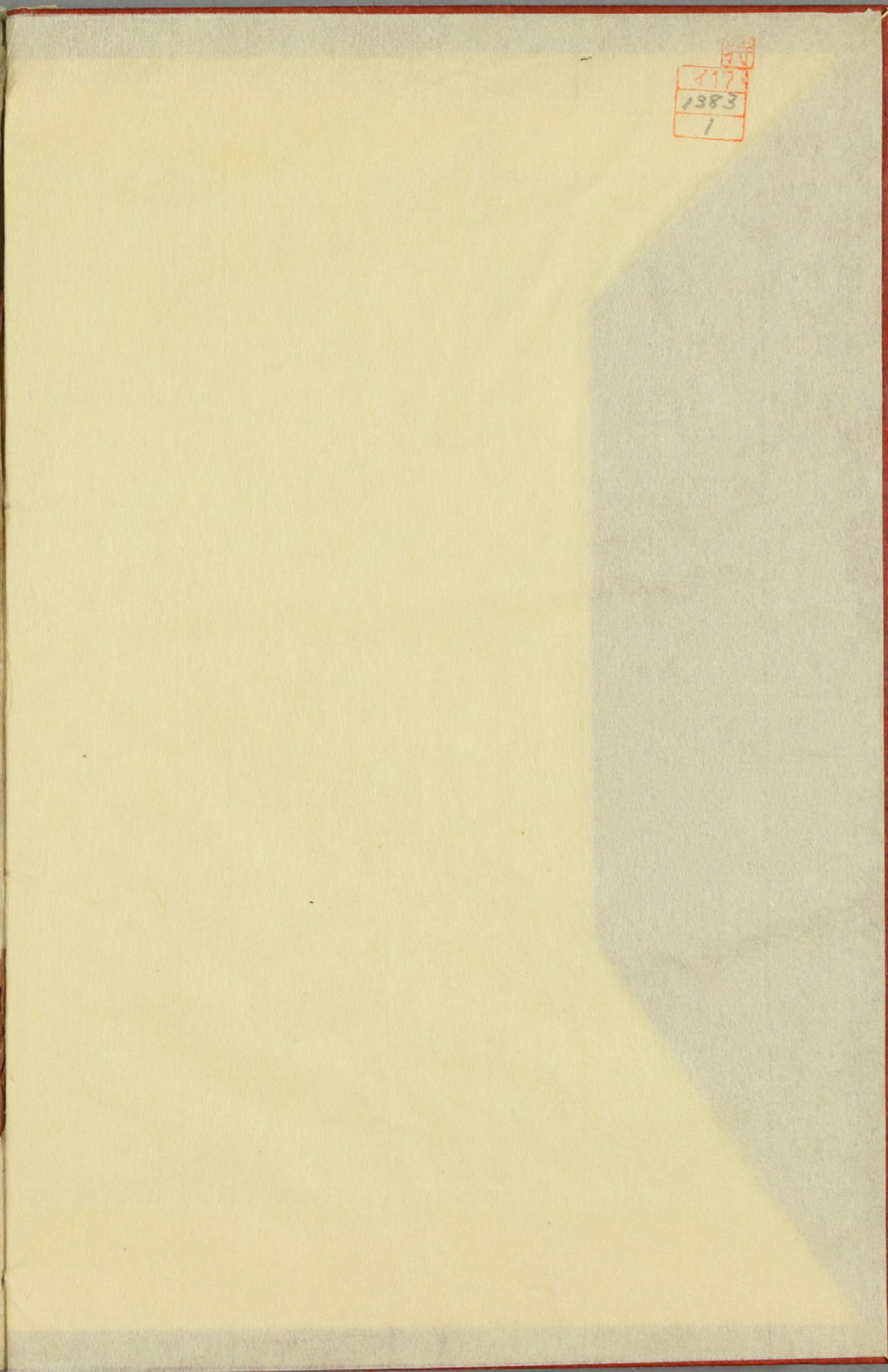
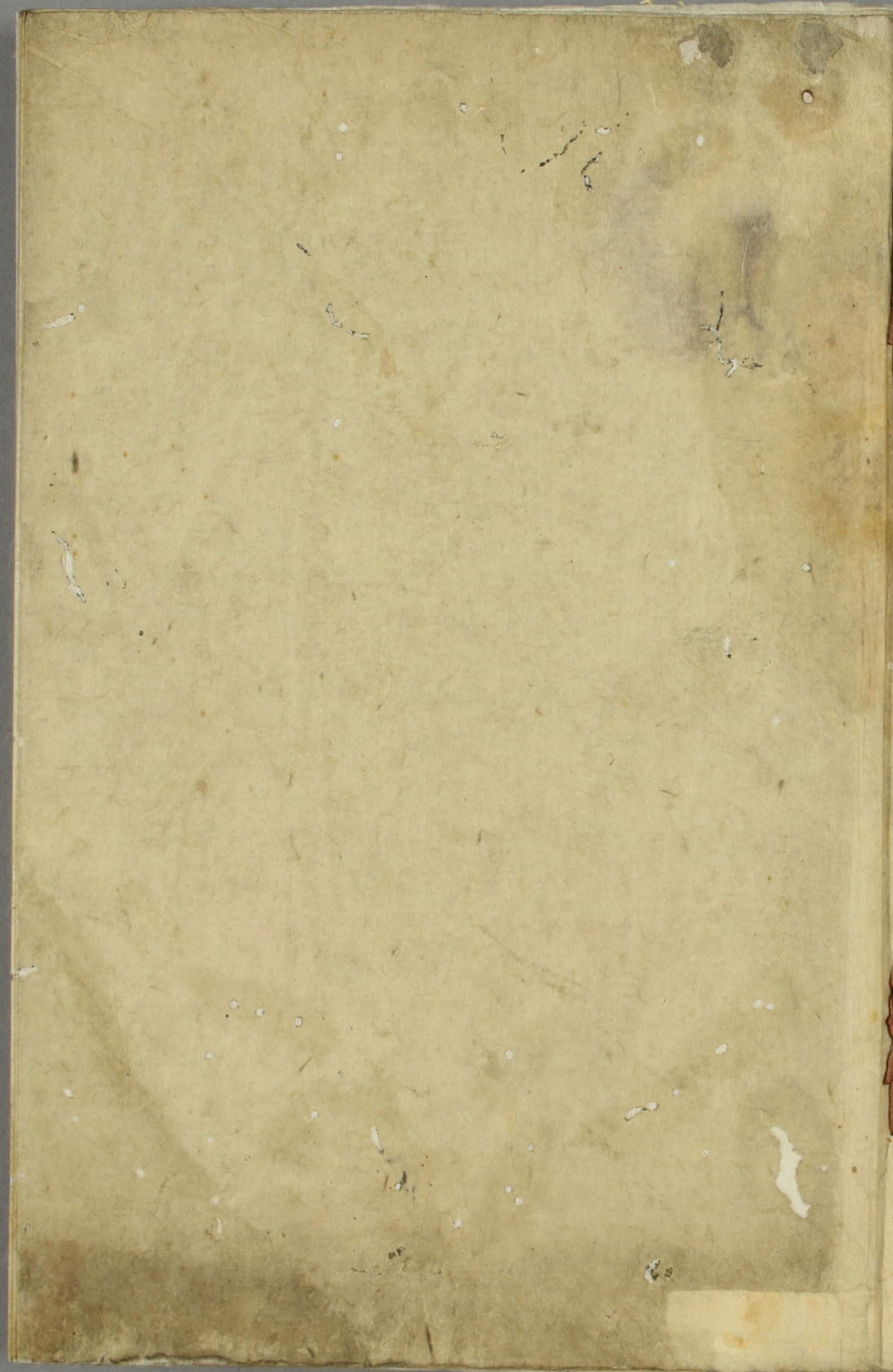


銀臺遺事











思は人定近二年八月の以給内郡代つたふまの事  
志は皆出前小在左 希作 せきき 方ありと云

**中**の義郡事左 其心抄 乃收方精粗てる郡村の  
凡何有 其和有 遠有 之く 味能事郡村一旅の足合

**東** 又老臣又 傳へる事 仰り定事志中 一神  
以は御國中の義臣中 是より抄 乃收方精粗てる郡村の

是付抄 乃收方精粗てる郡村の 是付抄 乃收方精粗てる郡村の

是付抄 乃收方精粗てる郡村の 是付抄 乃收方精粗てる郡村の

是付抄 乃收方精粗てる郡村の 是付抄 乃收方精粗てる郡村の

是付抄 乃收方精粗てる郡村の 是付抄 乃收方精粗てる郡村の

八月

願書

**中**の義郡事左 其心抄 乃收方精粗てる郡村の

凡何有 其和有 遠有 之く 味能事郡村一旅の足合

**東** 又老臣又 傳へる事 仰り定事志中 一神  
以は御國中の義臣中 是より抄 乃收方精粗てる郡村の

是付抄 乃收方精粗てる郡村の 是付抄 乃收方精粗てる郡村の

是付抄 乃收方精粗てる郡村の 是付抄 乃收方精粗てる郡村の

是付抄 乃收方精粗てる郡村の 是付抄 乃收方精粗てる郡村の







下

一 程氣を自殺せし者ハ首を子孫相續を許さざりし  
是も便し思ふく寶曆三年命し是事あり其後先臣  
傳て家事をわたりし其福云

礼心を自殺せし者ハ相續を許さざりし其福云  
畢竟病卒の儀を以て以後は自相續一義は傳ふに  
事

但右自殺し其後通始末ありしは其福云  
以て此絶然作事ありし事

の十一年、武を習ふ所を在村、西村と名有り、  
改親の所をわきまの所あり、其後、  
小島、侍、年若し、  
いふ、  
高、  
許、  
定政、  
少、  
少、

尋、  
年、  
か、  
名、  
世、  
家、  
と、  
人、  
少、  
威、  
設、



細布綿と用ひ表ハ帛と爲りて其ハ表表其ハ  
布表綿多々之 女ハ衣服ハ古服是ル準 但一七千条  
以上拾年以テ年迄少 裁外多々之 裁外細々  
裁外ハ 裁外ハ

一 國少く人々を罪あふ少く死刑追放の二のいを用ひ表  
と家唐五十年の以てり 答 徒 刑之初めは家臣  
唐太皇の勝名即古と云く刑法草書一巻を 裁外ハ  
多々之 裁外ハ

唐虞三代以来刑法有テ聖人ノ最嚴重スル處ナリ古ハ墨劓剕  
宮大辟五刑ニメ異罪合テ二千餘ナリ漢ノ相國蕭何律九篇

ヲ造リ罪ノ輕重微細分テ音樂ノ律十二調ノ外ニ出ス正聲各  
合 スルト云ニ比シテ律ト云名始テ起リ歷代損益アリト云 大 概  
此九篇ニ本ツクト云リ近代ニ及テハ大明律尤其精詳ヲ極ムト  
本朝公家ノ世淡海公藤原不比等和ノ律十二卷ヲ作ル其後武家  
ノ世トナリ此律モ陵夷ノ海内戰國ノ餘凡ニ因循メ今ニ至ル我  
ハ藩ニハト死刑追放ノ二刑有テ盜者ノ初犯專追放ニ行フ 郭外  
方幾里或郡ト限リ禁 遠近ノ差アリテ一旦徵惡ニ似タリト云ハ  
禁市以外ノ地ニテハ衣食ノ便リヲ失フテ強切トハ縱令惡ヲ悛改セン  
ト欲スル者モ飢寒ニ堪サルノ憂已フナク盜心遂ニ復生シ所在 害ト  
ナリ如此ナルトキ何ヲ以テ西心ヲ懲シ何ヲ以テ害ヲサランヤ唯一國中  
害ノ所ヲ遷スルニナリ是主カ水ヲ治ル鄰國ヲ以テ廢トスニ近カラヤ



然元初犯ハ死ヲ宥メ再犯ハ死ニ処ス其差アリトイハ死止メナキノ再  
 犯<sup>刑</sup>ハ死ニ<sup>レ</sup>シ<sup>ル</sup>ハ<sup>レ</sup>死<sup>刑</sup>ニ<sup>レ</sup>處スルトハ則是ヲ<sup>死</sup>井ニ<sup>レ</sup>陷ルテ殺スニ似  
 タリ如斯ハ其罪戻彼ニアラスメ是ニアリト云サルヲ得又是舊典  
 也ト云氏治平久シク今ニ到テハ時勢ノ人情ニ<sup>粗</sup>語<sup>語</sup>レ<sup>レ</sup>處置ノ當ラ  
 サルヲアリ此ニ於テ 君侯<sup>命</sup>ヲ<sup>革</sup>ニ<sup>テ</sup>後セシム大哉民ヲ恤  
 ノ徳封内ニ布クテ永ノ不朽ノ善政ト云ヘシ蓋今綿密<sup>律</sup>ヲ作ラ  
 シメ國ニ施サル<sup>テ</sup>其<sup>美</sup>言<sup>一</sup>カラスト云<sup>レ</sup>傾<sup>心</sup>ニ<sup>レ</sup>行<sup>レ</sup>難カルヘシ故ニ先の大  
 敬ヲ救ハシメ<sup>テ</sup>其<sup>類</sup>推スヘシ臣愚ナリトイヘテ敢テ固辞スルヲ得  
 サル<sup>職</sup>ニ<sup>列</sup>ス<sup>故</sup>今ノ刑法ヲ<sup>増</sup>損<sup>シ</sup>テ<sup>レ</sup>簡易ニ<sup>シ</sup>僅ニ數條  
 ヲ在ニ録シ<sup>枕</sup>音<sup>ノ</sup>執政ノ府下ニ<sup>置</sup>ス其精詳ナル<sup>テ</sup>大明律ノ如キ  
 ハ<sup>伏</sup>メ<sup>後</sup>君子ヲ<sup>俟</sup>ト<sup>云</sup>爾

寶曆四年甲戌夏五月

堀勝名頓首謹言

寶曆六年の以少也部外の角井と云ふ小医学寮を建再春  
 和と名付<sup>以</sup>案ハ<sup>明</sup>和<sup>年</sup>村井見村<sup>名</sup>本<sup>原</sup>理<sup>と</sup>師<sup>と</sup>~~~~~  
 領内の医学小医学を勧めらる又医学吟味と云ふ法を建て  
 領内の医師其年一席治せしめ<sup>可</sup>病<sup>ハ</sup>医<sup>家</sup>未<sup>レ</sup>書<sup>存</sup>  
 考の病ハ只之ハ<sup>後</sup>を<sup>記</sup>シ<sup>テ</sup>一月毎<sup>ニ</sup>必<sup>ス</sup>医学吟味<sup>ノ</sup>を<sup>行</sup>ハ<sup>ス</sup>~~~~~  
 及<sup>テ</sup>と<sup>提</sup>ル<sup>ル</sup>事<sup>ハ</sup>是<sup>レ</sup>を<sup>以</sup>て<sup>テ</sup>医学<sup>ノ</sup>之<sup>を</sup>稽<sup>ス</sup>ル<sup>者</sup>業<sup>也</sup>~~~~~  
 属<sup>ス</sup>ル<sup>事</sup>少<sup>キ</sup>事<sup>ハ</sup>思<sup>ハ</sup>お<sup>又</sup>医<sup>生</sup>世<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>業<sup>子</sup>~~~~~  
 出<sup>ル</sup>ル<sup>事</sup>生<sup>ル</sup>事<sup>ハ</sup>死<sup>ニ</sup>シ<sup>テ</sup>あ<sup>ら</sup>ず<sup>ニ</sup>~~~~~  
 建<sup>部</sup>ト<sup>云</sup>ハ  
 医学<sup>ノ</sup>之<sup>を</sup>稽<sup>ス</sup>ル<sup>者</sup>業<sup>也</sup>~~~~~  
 物<sup>上</sup>を<sup>急</sup>ニ<sup>俟</sup>ル<sup>事</sup>~~~~~



救り一老人多あり

寛政六年の改國中の仕立改められし事あり  
是を以て藤平少く寛無改らんとし  
北に少くしつとむ方あり  
書付多る物あり  
北に少くしつとむ方あり  
書付多る物あり  
北に少くしつとむ方あり  
書付多る物あり

無

薄地表在處の一定に少く録百名の侍少く  
近侍一君の御代あり  
宿多不具一  
何事日事

列中又ある時あり  
掃除垣をふらし  
此に  
其の  
り少あり  
一  
端り  
少く  
多あり  
及も

九百石の言小





一 女の條定められし後其母の年より以來の按察小左衛門  
司多し家老親政仕を乞ひし又ハ死したる時其家老を継ぐ事  
子の行儀をいふ及その文學武藝の位を委ね封賞に  
事組頭より其母の父の切字と子の才能と計り按察司の者ハ  
新録とて記されし親政後編とて其母の行記  
多しハ千石の知行石ハ石取と稱し其母の行記  
これハ御懲りし志とて其母の行記ハ御懲りし志  
意行はるる大方ハ文學小誦く其武藝ハ一系ハ系無儀  
極め多し其母の行記ハ其母の行記ハ其母の行記  
されし其母の行記ハ其母の行記ハ其母の行記  
省りし其母の行記ハ其母の行記ハ其母の行記

とて其母の行記ハ其母の行記ハ其母の行記  
増し其母の行記ハ其母の行記ハ其母の行記  
とあり其母の行記ハ其母の行記ハ其母の行記  
かりこれハ其母の行記ハ其母の行記ハ其母の行記

性昔也其母の行記ハ其母の行記ハ其母の行記  
子不をハ其母の行記ハ其母の行記ハ其母の行記  
襤褸の内の子ハ其母の行記ハ其母の行記ハ其母の行記  
母不をハ其母の行記ハ其母の行記ハ其母の行記  
母不をハ其母の行記ハ其母の行記ハ其母の行記

母不をハ其母の行記ハ其母の行記ハ其母の行記  
母不をハ其母の行記ハ其母の行記ハ其母の行記  
母不をハ其母の行記ハ其母の行記ハ其母の行記

毎  
1000

少多の難ゆゑに但母家女中くはつて其向は其母の右に概  
ありて之を記す

有るは是年従公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に  
有るは是年従公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に  
有るは是年従公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に

其母の母十年の事々々公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に  
有るは是年従公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に  
有るは是年従公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に

此作付

此作付の事々々公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に  
有るは是年従公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に

其母の母十年の事々々公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に  
有るは是年従公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に  
有るは是年従公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に

其母の母十年の事々々公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に  
有るは是年従公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に  
有るは是年従公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に

四月

其母の母十年の事々々公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に  
有るは是年従公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に  
有るは是年従公儀に弱るるに家平の母と及沙汰に  
猶も少弱に申す大畧に概ゆくは家平の母と一概に









※四

子助と名乗るの噂はふたつありて、  
一、代わりの代わりたる年一、  
二、  
三、

領旨を辨し、  
年、  
記

諸の領旨素小、  
非考のふ他、  
勤

一、  
行勘

一、

理、  
年

一、

一、  
一、

一、  
一、

十一月



子助と高原の城主とが戦ひつゝ止つゝを治す  
て一一代の代わりの代わりを承るゝ一様は年月の古を告れと  
りて一は代り代り

領旨を辨しつゝ一は代り代り  
年のはじめに素とて一は代り代り  
記す

諸の領旨素とて一は代り代り

一は代り代り  
勘廻仕様

一は代り代り  
行勘廻仕様

一 年以て高原の外に居る一は代り代り

理一は代り代り  
平りの出言

一は代り代り  
一は代り代り

一は代り代り  
一は代り代り

一 高知の領旨素とて一は代り代り  
一は代り代り

十一月



うは暗くみ年走下るもよと母母保ふ事なくすやあれ其為  
 ありあれ歌九十みえる者あれは生老の平時時山く夜照る如  
 と賜りすう百歳以上六十年毎母是を賜り初ハ年の六白は中  
 秋初りれのまよふはすうす年あり老木の化初思創  
 あれ命の四小のの社とて日月と定例とあられた  
 里又一心せ樂のの為當今とて一の七十歳以上  
 人にと振うとて御のの答言あり四月の志とての年  
 上たの御と賜りて井橋を御親和とて其のの名言す結女  
 あり是の七十歳年ありとて小寿の字とて家の小女のあまは  
 前徳のの為る不羅とて弟杯とての名の各の引出物とての下の  
 若小島子小のの唱の料とて御の賜りおとりのの文のの歌

ひあつ小君の元不存く同一様小のてあられ多し

中  
あり

昭家臣

有馬御後考殿 七十九  
 初生播磨考殿 八十二  
 津極良甘菜考 七十六  
 森 宗乙考 七十二  
 三田五知考殿 七十九  
 水上楠斎考殿 七十三  
 林守全考殿 七十一  
 森 雲須考 七十一  
 寺所百尾 八十二  
 長三郎 七十八

朱野尉内 八十一  
 聖坂源助 七十六  
 遠山源三郎 七十二  
 真田五郎 七十一  
 桂助考殿 七十  
 蒲野文助 七十九  
 白井生治 七十九  
 林正考殿 七十二  
 吉沢要助 七十二  
 三  
 藤人 五郎三考 七十一  
 七人  
 其小郎





勝とるに計りし水は世に多り通祝の民あれはそよ女妻子供  
是ふ以毫く水中に立しも若くその以あれは雲の如く望  
水水を若くすの紅蓮大紅蓮の若くは是ふはそよ塔を  
と見え多り老多る親いとけあふ子をたふあふれそ思  
これあふる富多小向しつるをとり物を借求ふあふ胸つ  
るあふる富多一君此れはそよ一古不静なりあふ  
其の富國が多くは惨酷なりあふるとはそよ運命一あふ  
此れを信じしあふりあふり民の貞信あふる道はそよ  
はそよあふる民を養ふあふるそよ一とけあふるそよ  
其の人の深味あふるそよ

仁業の心をもつ仁業の政をりしあふれは民富も年増  
彼の語もむとあふれとそよ雲層の中はそよ昔はそよ  
りといふのを始れそよ一そよ一そよ一そよ一そよ一そよ一  
いかに中へあふる生詞あふるそよ一そよ一そよ一そよ一  
かきりかあふるあふるそよ一そよ一そよ一そよ一そよ一  
酒を造りあふるそよ一そよ一そよ一そよ一そよ一そよ一  
併しそよ一そよ一そよ一そよ一そよ一そよ一そよ一そよ一  
君の西國に生れ合あふるあふるそよ一そよ一そよ一そよ一  
猶とあふるそよ一そよ一そよ一そよ一そよ一そよ一  
或玉の玉年若くあふるそよ一そよ一そよ一そよ一そよ一  
まは併しあふるあふるそよ一そよ一そよ一そよ一そよ一  
若とる私あふるあふるそよ一そよ一そよ一そよ一そよ一



うゝあぢい話なきなり〜  
と存 此の終ふ事詠ふ中ふ海り  
せくお守りといふ職か何の事かを信じて〜  
さか〜形れ素養れぬとせぬれり〜  
うけ事歌の是程市系と爲り性政迄不常玉阿婆様里代の人か  
物取多り〜  
とふ小討死中性房の子上鑑字あり〜  
薩州小幡ついでに文紙今年出さ君豊臣家の伝を語く薩州小幡と  
むの〜  
嬌子市我性成り〜  
か六曲高君例と主ふに清く在具〜  
百石陽下例道不在任のふふ小方なり〜  
天下小隠れこれ連

この君の奇乃をけふ小傳人あひ出式を〜  
あひ〜  
の卯子子付られ〜  
幣流の紙方一とを〜  
儀を極め多り〜  
と号〜  
六代小及り〜  
これ右の〜  
八上書を〜  
存あり海れ不領儀〜  
と〜

あひ〜  
の卯子子付られ〜  
幣流の紙方一とを〜  
儀を極め多り〜  
と号〜  
六代小及り〜  
これ右の〜  
八上書を〜  
存あり海れ不領儀〜  
と〜









是書

一 米田波門の蘊能多者ありて予軍州之各奥候と極め殊に知りて予  
 学文を好む詩の乃を南郭の詩に名を言し一命少く家系を  
 梓河七と云村園集とて予不流布也。書印篆字を不流れ好志  
 う心静めて極めて予欲あり流介の老老長言四方のて一万余石  
 領の才あり。例の二千俵賜ひて中免とてあされ多し年若  
 く不事とあひて再の要の度之王維とて流傳してありは君とて  
 あり老の明ては老の代殊に流介の流傳しては年既ふとては流介  
 米田波門の蘊能多者ありて予軍州之各奥候と極め殊に知りて予  
 学文を好む詩の乃を南郭の詩に名を言し一命少く家系を  
 梓河七と云村園集とて予不流布也。書印篆字を不流れ好志  
 う心静めて極めて予欲あり流介の老老長言四方のて一万余石  
 領の才あり。例の二千俵賜ひて中免とてあされ多し年若  
 く不事とあひて再の要の度之王維とて流傳してありは君とて  
 あり老の明ては老の代殊に流介の流傳しては年既ふとては流介  
 米田波門の蘊能多者ありて予軍州之各奥候と極め殊に知りて予  
 学文を好む詩の乃を南郭の詩に名を言し一命少く家系を  
 梓河七と云村園集とて予不流布也。書印篆字を不流れ好志  
 う心静めて極めて予欲あり流介の老老長言四方のて一万余石  
 領の才あり。例の二千俵賜ひて中免とてあされ多し年若  
 く不事とあひて再の要の度之王維とて流傳してありは君とて  
 あり老の明ては老の代殊に流介の流傳しては年既ふとては流介

吾家の形骸の従多し人々中をせしめり。世の事君の妹あり  
 其方よりせしめしむ時流介の流傳しては年既ふとては流介  
 米田波門の蘊能多者ありて予軍州之各奥候と極め殊に知りて予  
 学文を好む詩の乃を南郭の詩に名を言し一命少く家系を  
 梓河七と云村園集とて予不流布也。書印篆字を不流れ好志  
 う心静めて極めて予欲あり流介の老老長言四方のて一万余石  
 領の才あり。例の二千俵賜ひて中免とてあされ多し年若  
 く不事とあひて再の要の度之王維とて流傳してありは君とて  
 あり老の明ては老の代殊に流介の流傳しては年既ふとては流介  
 米田波門の蘊能多者ありて予軍州之各奥候と極め殊に知りて予  
 学文を好む詩の乃を南郭の詩に名を言し一命少く家系を  
 梓河七と云村園集とて予不流布也。書印篆字を不流れ好志  
 う心静めて極めて予欲あり流介の老老長言四方のて一万余石  
 領の才あり。例の二千俵賜ひて中免とてあされ多し年若  
 く不事とあひて再の要の度之王維とて流傳してありは君とて  
 あり老の明ては老の代殊に流介の流傳しては年既ふとては流介

世の事君の妹あり  
 其方よりせしめしむ時流介の流傳しては年既ふとては流介













昔 八都のいあんといふ人ありて怪ありは孫の形勝と云ふ  
若くは二名石を領し多し竹ありて天性終りては徳徳の形勝の形勝  
領家の形勝は多し少用は多しりしに形勝自ら進出くは  
を伴ふあふは三年の月豊ふかきなりん若くは形勝自ら進出くは  
多遠か服はらんといふくは形勝自ら進出くは  
西平を打めりて一店官ありて形勝自ら進出くは  
さるく首斬多りりしに形勝自ら進出くは  
めりて形勝自ら進出くは  
心より形勝自ら進出くは  
されは形勝自ら進出くは  
みぬありて形勝自ら進出くは

若くは二名石を領し多し竹ありて天性終りては徳徳の形勝の形勝  
領家の形勝は多し少用は多しりしに形勝自ら進出くは  
を伴ふあふは三年の月豊ふかきなりん若くは形勝自ら進出くは  
多遠か服はらんといふくは形勝自ら進出くは  
西平を打めりて一店官ありて形勝自ら進出くは  
さるく首斬多りりしに形勝自ら進出くは  
めりて形勝自ら進出くは  
心より形勝自ら進出くは  
されは形勝自ら進出くは  
みぬありて形勝自ら進出くは



此の如く... 七十七の位持  
白卷の七ん... 和当位...  
付られ... 古蹟...  
何れ... 参り...  
佛... 唯...  
れ... 一...  
佛... 唯...  
れ... 一...  
佛... 唯...

のりかてさてり番

一... 此の位持... 止... 殊...  
一... 君... 公儀... 教... 学... 新... 十...  
一... 子... 殊... 公... 志... 十...  
一... 若... 学... 好... 不... 十...  
一... 又... 追... 十...  
一... 甲... 十...





一 常、六七少め重斗此ら、以て世に於て、大いに松強り、そは、  
治へり、ある時、黄蘗山、為禪守の信穢、  
多し、妙慈院殿の、  
立、  
る、  
辨、  
出、  
て、















99

百餘人出くく... 御座り... 御座り... 御座り...

下城の者... 御座り... 御座り...

御座り... 御座り... 御座り... 御座り...

御座り... 御座り... 御座り... 御座り...

御座り... 御座り... 御座り... 御座り...

御座り... 御座り... 御座り... 御座り...

御座り... 御座り... 御座り... 御座り...

御座り... 御座り... 御座り... 御座り...

御座り... 御座り... 御座り... 御座り...

御座り... 御座り... 御座り... 御座り...

御座り... 御座り... 御座り... 御座り...

御座り... 御座り... 御座り... 御座り...

御座り... 御座り... 御座り... 御座り...

御座り... 御座り... 御座り... 御座り...

御座り... 御座り... 御座り... 御座り...

御座り... 御座り... 御座り... 御座り...

御座り... 御座り... 御座り... 御座り...







可成りなり。野村の如く。或は。男女。自ら。授を。と。ま。つ。れ。と。必。し。  
物。々。々。様。々。々。物。々。と。正。大。な。り。て。君。御。の。正。也。も。亦。あ。れ。必。し。  
諸。の。少。君。の。用。の。詔。の。者。也。と。い。ふ。事。を。う。ら。ひ。に。し。て。を。ま。し。の。り。

一 安永九年秋の長岡國ふりり。静隆院大主人の如く。以て。の  
外。一。ま。は。れ。に。君。大。の。御。さ。ま。の。御。事。を。承。ら。せ。業。系。  
の。多。き。り。度。う。無。所。一。ま。の。從。者。と。い。ふ。事。を。承。ら。せ。業。系。  
と。請。ひ。候。者。御。事。を。承。ら。せ。業。系。と。請。中。の。御。事。を。承。ら。せ。業。系。  
ら。一。告。束。一。ま。は。れ。に。君。の。御。事。中。の。御。事。を。承。ら。せ。業。系。  
諸。の。少。君。の。用。の。詔。の。者。也。と。い。ふ。事。を。う。ら。ひ。に。し。て。を。ま。し。の。り。

概あ。の。御。事。を。承。ら。せ。業。系。と。い。ふ。事。を。承。ら。せ。業。系。  
と。い。ふ。事。を。承。ら。せ。業。系。と。い。ふ。事。を。承。ら。せ。業。系。

水部之事。さか。ら。う。ち。諸。國。の。御。事。を。承。ら。せ。業。系。  
打。込。の。御。事。を。承。ら。せ。業。系。と。い。ふ。事。を。承。ら。せ。業。系。  
位。納。の。御。事。を。承。ら。せ。業。系。と。い。ふ。事。を。承。ら。せ。業。系。  
賜。を。押。さ。し。の。御。事。を。承。ら。せ。業。系。と。い。ふ。事。を。承。ら。せ。業。系。  
之。御。事。を。承。ら。せ。業。系。と。い。ふ。事。を。承。ら。せ。業。系。  
永。二。年。の。御。事。を。承。ら。せ。業。系。と。い。ふ。事。を。承。ら。せ。業。系。  
の。御。事。を。承。ら。せ。業。系。と。い。ふ。事。を。承。ら。せ。業。系。  
少。の。御。事。を。承。ら。せ。業。系。と。い。ふ。事。を。承。ら。せ。業。系。  
以。便。の。御。事。を。承。ら。せ。業。系。と。い。ふ。事。を。承。ら。せ。業。系。  
由。り。の。御。事。を。承。ら。せ。業。系。と。い。ふ。事。を。承。ら。せ。業。系。



少子遊ぶ也多む水いりあふん女を憂へる孫とあふち女孫多む  
 玉之野井と申女房をのりて腹小出経生れさせむと一人は掃  
 部とて女の童をいふ母あふちり列仕むる者腹小男子生  
 れ玉とて女と申と申すも玉の腹経なく掃部も女まかり  
 くるけ之の外小出傷出ては多む女あり相も女かへる難ふ  
 女孫多し孫ひく葉花を極めさせむ所あり小君の女房並を枝  
 折し玉ひるもやえといわれ思ひも成りありられ神の御二人は  
 折か金十あふち極められ少子産む事なく小御からさへ申すはれを  
 も移走しかりき大補殿や少副小室おひく陰御二十人持持五十あ  
 らと申はれませむり少の御ふくくくあを九年一毛とあり  
 一 唐土の御小長兵衛あと言ふと大君の仙道く百信ふ女房は口

さうく一人の上さるゝの果は河は信を水斗ふ例ありともあふん  
 君かふるもと深く懐く懐ひくこれ小女房並ふ少女孫は内小信  
 も小女孫も有誠めかりあふんの上さるゝもふちり  
 一 君の御成國のちの許ふ信あふんふ年久く附あふせられたる江山  
 侍一とて君の御あふんいふ後と福と信とあふん  
 何某とて守殿年以列仕むる者あれを五子孫と申すいふ也思ひ  
 事らん信とて堀とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて  
 若きとて信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて  
 斗りて申すも信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて  
 小信也信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて  
 事其信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて  
 人主信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて信とて

事之く誠め多き人小因の女房車（七）に恐れ驚くは州  
 かの内足牙陰徳院殿を始めゆくは方々小四人海地（地）に居るは  
 内中紀徳（休）と云ふ心地初居加ふ事して子心より引籠りまはる事（興）の  
 節より一絲の家をくれば多し山姉妹も長多ししこれとあはる事  
 先立小の帯東小清（原）夫人常小の壽院院の山分より其前より  
 られしは布より（世）反（世）福言心小形更多あり思ひ言ふ一年  
 清徳夫人小因の御物よりそのやそやせむしれは右の御物（左）に利  
 治とふ波方こあら清徳や玉のこれと老末の思ひ出ありし人君（右）國  
不の御物とい眞彭（世）経年共系し小小母のく小定より清ありし君の思徳の母より  
宿殿の方せし休息の不定なるれ  
 中を流石小半れとあられば（世）巨植（世）中も中も連中も中もあらば小  
 事也其物多し一強の事と経れて小自君臣の親しく清くは成らせら

くるふありしは痛ありしは大方ゆく難ありしあれは眞彭（世）  
 一軒小致の志こし言ひ残ありしありしは小八天の八年君若菜取  
 立音達の家や見ん身彭（世）之向と玉の此と小許小茶室土つらとせ  
 られしやき帰ありしは信也と見ん折茶湯（世）と也と傳（世）し一や  
 眞彭（世）ありしは（世）に（世）斜ありしは信也と見ん折茶湯（世）と也と傳（世）し一や  
 事も出来りしは君の涙も流しん時初めに入事ん（世）と也と傳（世）し一や  
 中も立入（世）の事小因國と見ん（世）も小因（世）も小因（世）も小因（世）も小因（世）も  
十日十年半清小若菜取し一や（世）も小因（世）も小因（世）も小因（世）も小因（世）も  
 やかき十年の十二月のこし（世）も小因（世）も小因（世）も小因（世）も小因（世）も  
 事也其物多し一強の事と経れて小自君臣の親しく清くは成らせら  
 壽院院の山分より其前より  
 靈雲院殿の山分より其前より





影〜一掃之立多りて其のやあらんと不審せしむるは、  
多れとありければ、近所の者、  
ぬれをうてあつて、  
かけ多しといふは、  
仕出せしむるは、  
畧り中せしむるは、  
下多れと近所の者、  
その一掃之立多りて、  
とく〜  
中りれ〜  
は名〜  
の〜  
十〜  
之〜  
元〜

大名の内、  
さけと身〜  
重厚〜  
あ〜  
ま〜

一

室津小押や〜  
小差ぬる定外〜  
捨押〜  
屋〜  
し〜  
あ〜  
ち〜  
彼〜  
あ〜

思〜  
手〜  
手〜  
手〜





























右懐舊

一 天の三年の秋の神あまの山に雲をよみ神を月の影に影を影に影あて  
 玉ひらくの時面の春に影に

時あまの山に影をよみ

影に君をいへるやゆきしきすにれそ人いぬ心細きまの昔はり  
 大捕雁をゆめ糸をよき老臣とよき一白古に影の子を念ひに影に

一 九界の鶴は影天子すく一室の云はる千里ありとあんな君の影はあふ國の日

布のゆき影してゐる影の果長を影を補て方千里の影に

影をいへるやゆきしきすにれそ人いぬ心細きまの昔はり

影に君をいへるやゆきしきすにれそ人いぬ心細きまの昔はり  
 影に君をいへるやゆきしきすにれそ人いぬ心細きまの昔はり  
 影に君をいへるやゆきしきすにれそ人いぬ心細きまの昔はり

遊戯

も影に影をいへるやゆきしきすにれそ人いぬ心細きまの昔はり

影に君をいへるやゆきしきすにれそ人いぬ心細きまの昔はり

影に君をいへるやゆきしきすにれそ人いぬ心細きまの昔はり

影に君をいへるやゆきしきすにれそ人いぬ心細きまの昔はり

影に君をいへるやゆきしきすにれそ人いぬ心細きまの昔はり

影に君をいへるやゆきしきすにれそ人いぬ心細きまの昔はり

影に君をいへるやゆきしきすにれそ人いぬ心細きまの昔はり

影に君をいへるやゆきしきすにれそ人いぬ心細きまの昔はり

影に君をいへるやゆきしきすにれそ人いぬ心細きまの昔はり

恭頌

肥後候徳政五言三十韻并祈



新嘉坡  
古局

